

鳥取市教育福祉振興会運営費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、鳥取市教育福祉振興会運営費補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、教育文化福祉施設の設置運営及び受託運営を行う一般財団法人鳥取市教育福祉振興会（以下「振興会」という。）に対し補助金を交付し、もって教育文化の振興と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(補助対象経費)

第3条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、当該年度において振興会が行う前条に規定する運営に要する経費とする。

(補助金の算定等)

第4条 本補助金は、補助対象経費（施設使用料等の特定財源を除く。）に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第5条 本補助金の交付申請は、収支予算書及び資金計画書を添付して毎年4月30日までに行わなければならない。

(補助金の交付)

第6条 本補助金の交付は、振興会の運営が円滑に行われるよう、資金計画書に基づいて、概算払いで交付するものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1)本補助金の増額

(2)本補助金の2割を超える減額

(実績報告)

第8条 規則第12条に定める実績報告は、事業報告書及び収支決算書によるものとし、補助金の交付された翌年度の4月30日までに提出しなければならない。

(雑 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月27日から施行し、平成13年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱（第6条）は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。